

## 申告に必要なもの

### ① 次のA・Bいずれか

- A：マイナンバーカード(個人番号カード)
- B：番号確認書類(※2)および身元確認書類(※3)

### ② 申告書 (申告会場にもあります)

### ③ 印かん (認印で可)



### ④ 所得の計算に必要なもの

- 給与所得者、年金受給者  
源泉徴収票の原本
- 営業、農業、不動産などの事業所得のある人  
各支払報告書、帳簿書類、領収書など(事前に収支内訳書を作成願います)

### ⑤ 控除を証明するもの

- 国民健康保険税・国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの支払証明書、被扶養者の所得がわかるもの、障害者手帳など
- 医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書(事前に集計してください)または医療費通知および保険金などで補てんされた金額のわかるもの

### ⑥ 還付申告の場合は本人名義の通帳

- ※2 番号確認書類：マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載されている住民票の写しなど
- ※3 身元確認書類：運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳など

## 申告時のお願い

次の人は、たがわ情報センターで申告をしてください。

- 分離課税となる所得がある人
- 青色申告の人(小規模事業者の確定申告)
- 住宅借入金等特別控除が初年度の人

期間中は混み合うため、所得税の確定申告については、郵送やe-Taxを利用するなど、できる限り税務署へ提出ください



## 配偶者控除・配偶者特別控除が改正されました



### 【改正のポイント】

- ・ 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が、38万円超、123万円以下に拡充されました。(改正前：38万円超、76万円未満)
- ・ 配偶者控除、配偶者特別控除とも、申告者(納税義務者)本人の合計所得が増えると、控除額が徐々に減額されます。

問・町税に関すること……………税務住民課 税務係 ☎3 2-8 4 0 2  
・ 所得税の確定申告に関すること…田川税務署 ☎4 4-0 4 3 0

## 所得税の確定申告・町県民税(住民税)の申告

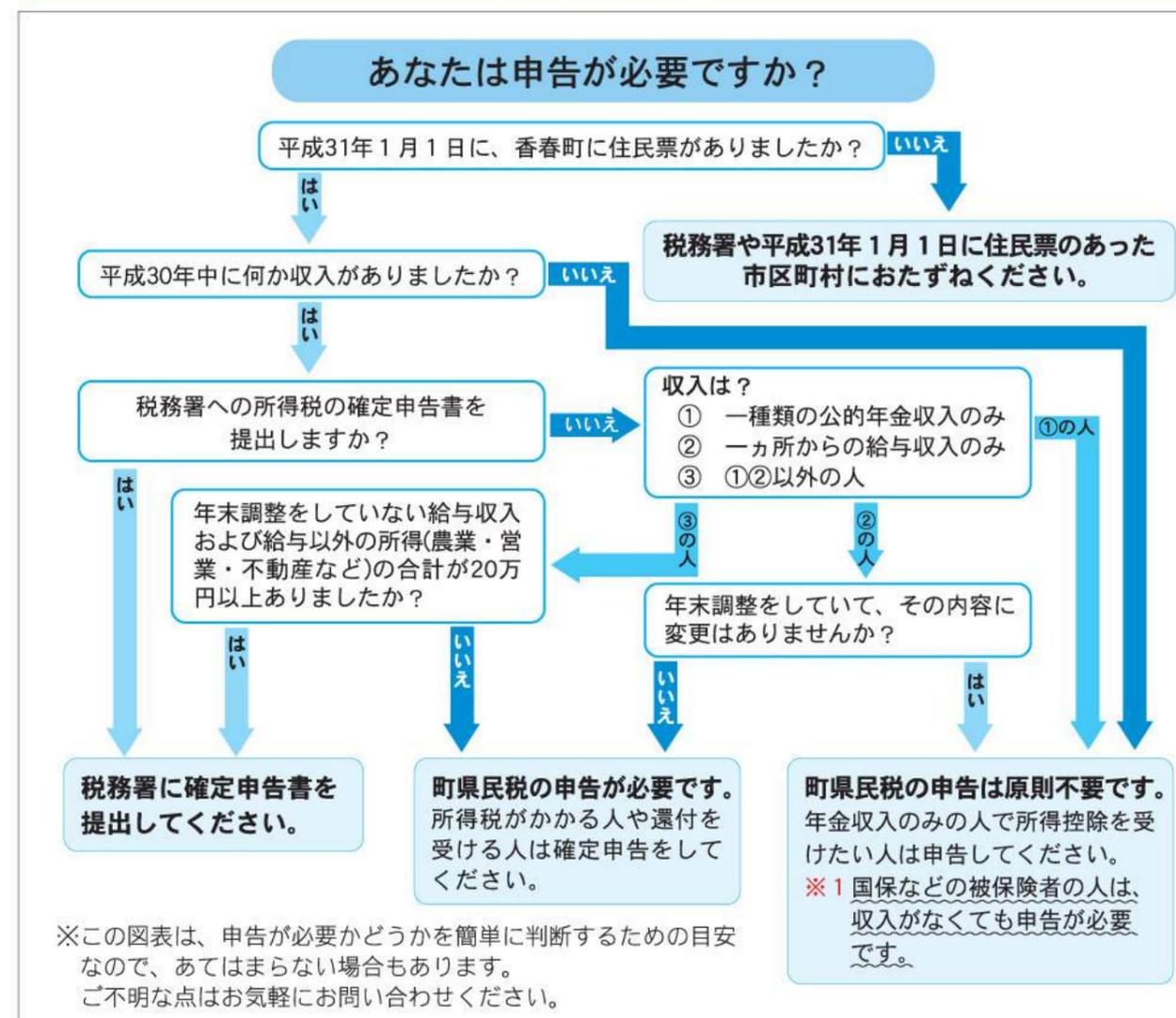
# 2月18日(月) ▶ 3月15日(金)

※土日は除く

### 申告会場・受付時間

- ◆ たがわ情報センター 9時～16時
- ◆ 役場税務住民課(3番窓口) 8時30分～17時

### 申告が必要な人



- ※1 町県民税申告をしないと、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減が受けられない場合や、所得証明書などの発行ができない場合がありますので以下の人も申告をしてください。
  - 収入がない人
  - 障害年金、遺族年金受給者で、そのほか収入がなかった人など